

制度名	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置			
税目	法人税			
要望の内容	<p>認定特定非営利活動法人制度を見直し、寄附税制を拡充するとともに、認定手続きの簡素化・審査期間の短縮などを行う。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 初回申請における実績判定期間の特例（来年 3 月終了）を延長すること。</li> <li>2. 認定要件の緩和と申請書類の明確化を行い、書類審査のみを原則とするなど認定手続きの簡素化を進めること。</li> <li>3. 審査期間を原則 4 ヶ月以内に短縮し、審査体制を一層強化すること。</li> <li>4. みなし寄附金の制度の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更正保護法人並みの所得金額の 50%（または 200 万円）へ引き上げること。</li> </ol> <p>（租税特別措置法第 66 条の 11 の 2、同法施行令第 39 条の 23、第 44 条、同法施行規則第 22 の 12、特定非営利活動促進法第 46 条、法人税法第 37 条、同法施行令第 73 条、同法施行規則第 22 条の 5 関係）</p> <table border="1" data-bbox="1007 965 1481 1059"> <tr> <td data-bbox="1007 965 1209 1059">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1209 965 1481 1059">9.1 百万円 (3.4 百万円)</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	9.1 百万円 (3.4 百万円)
減収見込額 （平年度）	9.1 百万円 (3.4 百万円)			
新設・拡充又は延長を必要とする	<p>(1) 政策目的</p> <p>イラクやスーダン等における紛争や中国四川地震やミャンマーサイクロン等の自然災害で発生した難民や被災民に対し、我が国の国際協力 NPO は迅速かつ機動的な緊急支援活動を行っている。また、開発途上国で開発協力を行う国際協力 NPO は、地域住民のニーズに応じたきめの細かい支援活動を行っている。更に、国際協力 NPO による活動は邦人職員が地域住民に密着して協力することから、日本の顔の見える支援としての重要性がある。このような国際協力 NPO の重要性は我が国においても広く認識され、我が国外交の重要なパートナーとして位置づけられてきている。</p> <p>このような国際協力 NPO の役割の重要性に鑑み、認定 NPO 法人制度の改善を通じ、国際協力 NPO の財政基盤強化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の外交政策、就中、国際協力において我が国国際協力 NPO の積極的活用の重要性が強く指摘されているが、我が国の国際協力 NPO は、欧米諸国の同種の団体と比較すると、財政基盤が未だ脆弱であり、資金面での限界がその活動面での制約要因となっている場合が多い。国際協力 NPO の財政基盤を強化し、その活動を一層拡大する一環として、認定 NPO 法人の認定実績期間を変更する等、要件を緩和するとともにみなし寄付金制度の充実化により国際協力 NPO の財政基盤を強化する環境を整備することが急務である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>上述のとおり、国際協力 NPO は、我が国の国際協力活動の重要な一翼を担っている点で高い公益性を有しており、多くの NPO 法人にとって共通の課題となっている上記要望を措置することは極めて適切である。</p>			
今回	政策評価体系における位置付け	施策 VI-1 経済協力：二国間協力の政府開発援助を通じた支援により国際社会の平和と安定に貢献し、これを通じて我が国の安全と平和を確保すること。		

	政策の達成目標	より多くの国際協力NPOが、認定特定非営利活動法人制度を活用して活動のための十分な自己資金を確保し、より充実した活動を展開することを通じて、我が国の国際協力に寄与すること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	「要望の内容」(1)：初回申請時の実績判定期間の選択制を恒久化。 2回目申請時の選択制を一年間延長。 「要望の内容」(2)：恒久化
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同様
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税・・・所得税、相続税 地方税・・・法人住民税、法人事業税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(組織・項)外務本省 経済協力費 (大事項)経済協力に必要な経費 (中事項)NGO活動環境整備のための経費 (目)政府開発援助諸謝金 168,881千円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置による国際協力NPOの能力強化(人材育成、組織強化、事業実施能力強化)のための諸施策と併せ、税制改正によりNGOの活動環境整備を目指すもの。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	認定特定非営利活動法人数 107法人(平成21年10月1日現在)
	租税特別措置の適用実績	みなし寄付金額 平成18年度 2.3百万円 平成19年度 1.8百万円 平成20年度 2.2百万円
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	_____
	前回要望時の達成目標	記載なし
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	_____
	これまでの要望経緯	平成13年度の認定特定非営利活動法人制度創設以降、平成13・14・15・17・18・20年度と要望を提出し、累次の改正が行われきた。